

「第3期大分市耐震改修促進計画」に対する市民意見の概要と本市の考え方

意見募集期間 令和8年1月28日(水)～2月27日(金)
意見提出者数 3人
意見件数 4件

| No. | 意見の概要 | 意見に対する本市の考え |
|-----|--|---|
| 1 | <p>分譲マンションは戸建て住宅と同じ個人所有(区分所有)の建物です。</p> <p>現時点では、耐震改修の補助制度などは戸建て住宅対象とされていますが、個人所有住宅一戸当たりの支援や助成金という観点では、分譲マンションを同様に対象にして公平性を求めたい。マンションで耐震診断・改修や被災後の改修・解体を行うためには、まずマンションのそれぞれの管理組合で、集団的意思決定が必要です。その際、各々の費用負担は重要な問題であり、合意形成を得ることを難しくするひとつの要因と考えます。</p> <p>仮にマンションが地震により倒壊した場合、居住者は、生命・身体の危険にさらされ、財産に被害がおよぶ可能性があります。</p> <p>また、マンションは大規模な建築物のため、倒壊等により周辺の建築物・居住者に危険がおよぶ可能性が高いと考えます。それゆえに、関係する世帯は多数となり、避難生活、住宅再建支援は長期にわたり続く可能性があります。</p> <p>熊本地震では、その意思決定の難しさから被災したマンションの解体が遅れ、街の復興に大きな影響を与えたひとつの要因となったと考えます。</p> | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>マンション等住宅の耐震化をすすめるためには、まずは、マンション等住宅を所有されている方ご自身がその建築物の耐震性を把握することが重要と考えております。</p> <p>本市におきましては、1981年以前に建築されたマンションの耐震診断について、補助制度を設けております。</p> <p>現在のところ、同補助制度を利用した耐震診断は行われておりませんが、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>耐震改修にかかる補助制度については、前述した耐震診断の補助制度の利用状況などを踏まえ、今後、県や関係部局と連携しながら検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、今回のご意見を踏まえまして、「第4章 2.既存耐震不適格建築物の耐震化促進の啓発」において、具体的に木造住宅・マンション等の表記を追加し、対象を明確化いたしました。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>阪神淡路大震災での事例や研究者による報告などによると、旧耐震基準で建てられたマンション等コンクリート建造物のうち、1971年以前の基準(以降「旧旧耐震基準」という。)で建てられたものの対策が喫緊の課題と考えられます。</p> <p>以上のことから、次の3点について要望したい。</p> <p>要望① 「第3章 1. (6)重点的に耐震化すべき建築物」の内容に“旧耐震基準で建築された木造住宅”とありますが、“旧耐震基準で建築されたマンション等コンクリート造住宅”、もしくは、最低でも“旧旧耐震基準で建築されたマンション・コンクリート造住宅”を加えてほしい。</p> <p>要望② 「第3章 2. 耐震化等を促進するための支援策」の耐震改修補助金交付制度の対象として、“旧耐震基準で建築されたマンション等コンクリート造住宅”、最低でも“旧旧耐震基準で建築されたマンション・コンクリート造住宅”を加えてほしい。</p> <p>要望③ 国土交通省等が設けている分譲マンションの耐震性能向上等に資する支援・助成制度を大分市でもすべて活用できるようにしてほしい。</p> | |
| 2 | <p>大分市内の耐震化が順調に促進されているようで、とても良いと思う。</p> | <p>今後とも、大分市内の建築物について、耐震化の促進に努めてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 3 | <p>緊急輸送道路沿道におけるコンクリートブロック塀については所有者からの申請を待つことなく能動的な調査を行い、危険な（建築基準法を遵守していない）塀については解体を指導してもらいたい。</p> | <p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘のあった緊急輸送道路沿道を含む道路沿道の危険なコンクリートブロック塀については、必要な指導等を行うとともに、関係課と協力しながら除却の補助制度の周知を行ってまいります。</p> |
| 4 | <p>中山間部の住宅開発団地の宅地の敷地は、ほとんど斜面地に形成されている。したがって、周りを囲む四辺のうちどこかは擁壁が築造されていると考えられる。 敷地造成後に建物を新築することから、各戸とも擁壁のうえにコンクリートブロック塀を設置していることが多いが、あと施工アンカーなどの措置を講じることなくそのままの状態上部にコンクリートブロック塀が載っており、L 型の鉄筋コンクリート基礎などを設えているところはほとんどない。 さらに、宅内側に土をもって植栽などしていることから、常に外に向けて力が掛かっている状態で、地震があれば直ちに道路側に転倒する可能性が高い。 このようなことから、斜面地の開発住宅団地における危険コンクリートブロック塀について、その対策を重点的、優先的に取り組んでももらいたい。</p> | <p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘のあった擁壁の上にある危険なコンクリートブロック塀については、必要な指導等を行うとともに、関係課と協力しながら除却の補助制度の周知を行ってまいります。</p> |